

倉吉市総合計画審議会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月5日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市規則第20号

倉吉市総合計画審議会運営規則の一部を改正する規則

倉吉市総合計画審議会運営規則（平成7年倉吉市規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(専門部会の設置)</p> <p>第2条 専門事項を分掌させるため、<u>審議会に次の専門部会（以下「部会」という。）を置く。ただし、会長が必要があると認めるときは、そのほか</u>に特別部会を設けることができる。</p> <p>(1) <u>総務生活産業部会</u></p> <p>(2) <u>福祉教育部会</u></p> <p>2 部会（<u>特別部会を含む。</u>）に属する委員は、会長が定める。</p> <p>3 <u>部会の所掌事項は、別表に掲げる事項とする。</u></p> <p>(部会長及び副部会長)</p> <p>第3条 部会に部会長及び副部会長を置き、<u>部会に属する委員の互選によってこれを定める。</u></p> <p>2・3 略</p>	<p>(専門部会の設置)</p> <p>第2条 <u>審議会に、</u>専門事項を分掌するため、次の専門部会（以下「部会」という。）を置く。ただし、<u>社会情勢の変化などによって新たな対応を必要とする場合には、</u>特別部会を設けることができる。</p> <p>(1) <u>総合部会</u></p> <p>(2) <u>産業振興部会</u></p> <p>(3) <u>福祉教育文化部会</u></p> <p>(4) <u>建設環境部会</u></p> <p>2 部会（<u>総合部会を除く。</u>）に属する委員は、会長が指名する。</p> <p>3 <u>総合部会は、審議会の会長及び副会長並びに第1項第2号から第4号までの部会において、次条第1項により選任された部会長及び副部会長で構成する。</u></p> <p>(部会長及び副部会長)</p> <p>第3条 部会に部会長及び副部会長を置き、<u>部会に属する委員のうちから互選する。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>(<u>専門部会の分掌事項</u>)</p> <p>第5条 <u>専門部会の分掌事項は次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>総合部会</u></p> <p>ア <u>総合計画の総合的調整に関する事項</u></p> <p>イ <u>重点課題に関する事項</u></p> <p>ウ <u>土地利用に関する事項</u></p> <p>エ <u>行財政運営に関する事項</u></p> <p>オ <u>その他、他部会の分掌に属さない事項</u></p> <p>(2) <u>産業振興部会</u></p> <p>ア <u>農林業等の振興に関する事項</u></p> <p>イ <u>商工業等の振興に関する事項</u></p> <p>ウ <u>観光の振興に関する事項</u></p> <p>エ <u>その他産業振興に関連する事項</u></p> <p>(3) <u>福祉教育文化部会</u></p> <p>ア <u>市民福祉の安定と向上に関する事項</u></p>

- イ 教育文化の振興に関する事項
- ウ 生涯学習の推進に関する事項
- エ その他市民福祉、教育文化に関連する事項
- (4) 建設環境部会
 - ア 生活基盤に関する事項
 - イ 環境保全に関する事項
 - ウ 市民の安全対策に関する事項
 - エ その他生活基盤・生活環境に関連する事項

第5条～第8条 略

第6条～第9条 略

別表（第2条関係）

専門部会	所掌事項
総務生活産業部会	1 農林水産業、商工業、観光その他の産業の振興に関する事項 2 都市計画、土地利用、道路、河川、上下水道、交通及び情報に関する事項 3 移住定住に関する事項 4 環境に関する事項 5 防犯、交通安全及び防災に関する事項 6 消費生活その他市民生活に関する事項 7 行財政に関する事項 8 その他の他の部会の所掌に属さない事項
福祉教育部会	1 社会福祉に関する事項 2 保健衛生に関する事項 3 社会保障に関する事項 4 人権尊重に関する事項 5 教育に関する事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。